

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文目次

一	港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（第一条関係）	1
二	国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第二条関係）	7
三	関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第三条関係）	8
四	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第四条関係）	9
五	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第五条関係）	10
六	広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）（第六条関係）	13
七	地価税法施行令（平成三年政令第七十四号）（第七条関係）	14
八	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による神戸港の外貿埠頭等の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令（平成七年政令第四十五号）（第八条関係）	15
九	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第九条関係）	17

改正案	現行
<p>（国の貸付けの条件の基準）</p> <p>第五条 法第五十五条の七第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国は、貸付金に係る港湾管理者の貸付金に関し、次条第二号及び第三号の基準により港湾管理者が償還期限を繰り上げることができる場合並びに当該貸付けを受ける者が繰上償還をした場合には、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができるものとする。</p> <p>三 港湾管理者は、貸付金に係る港湾管理者の貸付金に関する経理を明確に整理しなければならないものとする。</p> <p>四 港湾管理者は、国土交通省令で定める事項につき次条第九号の承認をしようとする場合にはあらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならないが、同条第十号の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならないものとする。</p> <p>五 港湾管理者は、貸付金に係る港湾管理者の貸付けを受ける者が適切に特定用途港湾施設の建設又は改良及び管理を行うよう港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件に定めるところにより必要な措置をとらなければならないものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（港湾管理者の貸付けの条件の基準）</p>	<p>（国の貸付けの条件の基準）</p> <p>第五条 法第五十五条の七第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国は、貸付金に係る港湾管理者の貸付金に関し、次条第二号及び第三号の港湾管理者が償還期限を繰り上げることができる場合並びに当該貸付けを受ける者が繰上償還をした場合には、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。</p> <p>三 港湾管理者は、貸付金に係る港湾管理者の貸付金に関する経理を明確に整理しなければならないこと。</p> <p>四 港湾管理者は、国土交通省令で定める事項につき次条第九号の承認をしようとする場合にはあらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならないが、同条第十号の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならないこと。</p> <p>五 港湾管理者は、貸付金に係る港湾管理者の貸付けを受ける者が適切に特定用途港湾施設の建設又は改良及び管理を行なうよう港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件に定めるところにより必要な措置をとらなければならないこと。</p> <p>2 （略）</p> <p>（港湾管理者の貸付けの条件の基準）</p>

第六条 法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 港湾管理者は、貸付けを受ける者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合その他貸付けの条件に違反した場合には、貸付金(償還期限が到来していないものに限る。)の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができるものとする。
- 三 港湾管理者は、貸付けに係る特定用途港湾施設の運営に係る損益の計算において利益が生じた場合にその額が国土交通省令で定めるところにより算定した当該施設の価額に国土交通省令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える額の二分の一の範囲内の金額について償還期限を繰り上げることができるものとする。
- 四 港湾管理者は、貸付けを受ける者が貸付金の償還を怠つたときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年十・七五パーセントの割合により計算した金額の延滞金を徴収することができるものとする。
- 五 貸付けを受ける者は、その貸付けに関し担保を提供しなければならないものとする。この場合において、その担保が保証であるときは、保証人が貸付けを受ける者と連帯した保証としなければならないものとする。
- 六 貸付けを受ける者は、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、港湾管理者の指示により、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないものとする。
- 七 貸付けを受ける者は、港湾管理者の指示により、貸付金についての強制執行の受諾の記載のある公正証書を作成するために必要な手続をとらなければならないものとする。

第六条 法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 港湾管理者は、貸付けを受ける者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合その他貸付けの条件に違反した場合には、貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。
- 三 港湾管理者は、貸付けに係る特定用途港湾施設の運営に係る損益の計算において利益が生じた場合にその額が国土交通省令で定めるところにより算定した当該施設の価額に国土交通省令で定める割合を乗じて得た金額をこえるときは、そのこえる額の二分の一の範囲内の金額について償還期限を繰り上げることができる。
- 四 港湾管理者は、貸付けを受ける者が貸付金の償還を怠つたときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年十・七五パーセントの割合により計算した金額の延滞金を徴収することができる。
- 五 貸付けを受ける者は、その貸付けに関し担保を提供しなければならないこと。この場合において、その担保が保証であるときは、保証人が貸付けを受ける者と連帯した保証としなければならないこと。
- 六 貸付けを受ける者は、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、港湾管理者の指示により、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。
- 七 貸付けを受ける者は、港湾管理者の指示により、貸付金についての強制執行の受諾の記載のある公正証書を作成するために必要な手続をとらなければならないこと。

八 貸付けを受ける者は、所定の工事実施計画、管理運営計画及び資金計画に従い、適切に特定用途港湾施設の建設又は改良及び管理を行わなければならないものとする。

九 貸付けを受ける者は、次に掲げる事項につき、あらかじめ、港湾管理者の承認を受けなければならないものとする。

イ〜ハ (略)

十 貸付けを受ける者は、港湾管理者が所定の工事実施計画、管理運営計画又は資金計画について第二条各号に定める要件に適合しないものとなつたと認めてその変更を指示したときは、その指示に従いこれらの計画を変更しなければならないものとする。

十一 貸付けを受ける者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営する事業の会計を処理するとともに、貸付けに係る特定用途港湾施設の運営に係る損益の計算をしなければならないものとする。

十二 貸付けを受ける者は、貸付けに係る特定用途港湾施設の供用を貸付けの方法によりする場合には、港湾管理者が当該施設の貸付けを受ける者に対し異常な滞船の解消その他緊急、かつ、公益上の必要によりその者以外の者の利用に供すべきことを指示したときにその利用を容忍しなければならない旨を当該施設の貸付けの条件に定めなければならないものとする。

十三 貸付けを受ける者は、国又は港湾管理者が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、貸付けを受ける者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、貸付けを受ける者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならぬものとする。

八 貸付けを受ける者は、所定の工事実施計画、管理運営計画及び資金計画に従い、適切に特定用途港湾施設の建設又は改良及び管理を行わなければならないこと。

九 貸付けを受ける者は、次に掲げる事項につき、あらかじめ、港湾管理者の承認を受けなければならないこと。

イ〜ハ (略)

十 貸付けを受ける者は、港湾管理者が所定の工事実施計画、管理運営計画又は資金計画について第二条各号に定める要件に適合しないものとなつたと認めてその変更を指示したときは、その指示に従いこれらの計画を変更しなければならないこと。

十一 貸付けを受ける者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営する事業の会計を処理するとともに、貸付けに係る特定用途港湾施設の運営に係る損益の計算をしなければならないこと。

十二 貸付けを受ける者は、貸付けに係る特定用途港湾施設の供用を貸付けの方法によりする場合には、港湾管理者が当該施設の貸付けを受ける者に対し異常な滞船の解消その他緊急、かつ、公益上の必要によりその者以外の者の利用に供すべきことを指示したときにその利用を容忍しなければならない旨を当該施設の貸付けの条件に定めなければならないこと。

十三 貸付けを受ける者は、国又は港湾管理者が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、貸付けを受ける者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、貸付けを受ける者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならぬものとする。

(加算金)

第七条 (略)

2 前項の指定した貸付金(償還期限が到来していないものに限る。)については、港湾管理者は、その償還期限を繰り上げるものとする。

(港湾環境整備負担金の負担の基準)

第十五条の五 法第四十三条の五第一項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 法第四十三条の五第一項の規定による負担金(以下この項において「港湾環境整備負担金」という。)を負担させる事業者は、次に掲げる者とする。ただし、国土交通大臣等(当該港湾工事を実施する国土交通大臣又は港湾管理者をいう。以下この条において同じ。)が公益上その他の事由により港湾環境整備負担金を負担させることが不適当であると認める国、地方公共団体その他の者を除くものとする。

イ 当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場であつて、当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地(水面を含む。以下同じ。)の面積の合計が一万平方米(国土交通大臣等が、当該港湾に係る工場又は事業場の種類、規模等を考慮して五万平方米以上一万平方米未満の範囲内でこれと異なる面積を定めるときは、当該面積。口において同じ。)以上であるものに係る事業者

口 (略)

二 港湾環境整備負担金の額は、イに掲げる額に口(若しくは二)又は八に掲げる割合を乗じて得た額に相当する金額(国土交通大臣等が公益上その他の事由により必要があると認めてその金額を軽減した金額を定めたときは、当該金額)とすること。

イ 当該港湾工事に要する費用の額に二分の一の割合(国土交通大臣

(加算金)

第七条 (略)

2 前項の場合において、同項の指定した貸付金の償還期限が到来していないときは、港湾管理者は、その償還期限を繰り上げるものとする。

(港湾環境整備負担金の負担の基準)

第十五条の五 法第四十三条の五第一項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 法第四十三条の五第一項の規定による負担金(以下この項において「港湾環境整備負担金」という。)を負担させる事業者は、次に掲げる者とする。ただし、港湾管理者が公益上その他の事由により港湾環境整備負担金を負担させることが不適当であると認める国、地方公共団体その他の者を除くものとする。

イ 当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場であつて、当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地(水面を含む。以下同じ。)の面積の合計が一万平方米(港湾管理者が、当該港湾に係る工場又は事業場の種類、規模等を考慮して五万平方米以上一万平方米未満の範囲内でこれと異なる面積を定めるときは、当該面積。口において同じ。)以上であるものに係る事業者

口 (略)

二 港湾環境整備負担金の額は、イに掲げる額に口(若しくは二)又は八に掲げる割合を乗じて得た額に相当する金額(港湾管理者が公益上その他の事由により必要があると認めてその金額を軽減した金額を定めたときは、当該金額)とすること。

イ 当該港湾工事に要する費用の額に二分の一の割合(港湾管理者が

等が当該港湾工事の種類、規模等を考慮して二分の一未満でこれと異なる割合を定めるときは、当該割合）を乗じて得た額

□ 当該港湾工事が港湾施設を建設し、又は改良する工事である場合にあっては、次に掲げる割合

(一) 当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の面積として国土交通大臣等が定める面積を加算した面積（二）において、「工場等敷地面積」という。）に対する前号に規定する事業者の工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積（既に当該港湾工事に係る港湾環境整備負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合

八（略）
（二）（略）

2 前項の負担区域は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める区域とする。

一 当該港湾工事が港湾公害防止施設（公害防止用緩衝地帯に限る。）及び港湾環境整備施設並びにこれらの敷地に係る工事である場合 当該港湾における土地の利用状況、自然条件等を考慮して、一体的にその環境を整備し、又は保全する必要がある区域として、あらかじめ、国土交通大臣等が臨港地区（予定埋立区域を含む。）を区分して定められた区域のうち、当該港湾工事が実施された場所を含む区域及び当該区域以外の区域であつて国土交通大臣等が指定するもの

二 当該港湾工事が前号に掲げる工事以外の工事である場合 港湾区域及び臨港地区（港湾区域の形状等により、港湾工事が当該港湾区域及び臨港地区の一部の環境を整備し、又は保全するものである場合にあっては、国土交通大臣等が指定する一部の水域及び地域）

当該港湾工事の種類、規模等を考慮して二分の一未満でこれと異なる割合を定めるときは、当該割合）を乗じて得た額

□ 当該港湾工事が港湾施設を建設し、又は改良する工事である場合にあっては、次に掲げる割合

(一) 当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の面積として港湾管理者が定める面積を加算した面積（二）において、「工場等敷地面積」という。）に対する前号に規定する事業者の工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積（既に当該港湾工事に係る港湾環境整備負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合

八（略）
（二）（略）

2 前項の負担区域は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める区域とする。

一 当該港湾工事が港湾公害防止施設（公害防止用緩衝地帯に限る。）及び港湾環境整備施設並びにこれらの敷地に係る工事である場合 当該港湾における土地の利用状況、自然条件等を考慮して、一体的にその環境を整備し、又は保全する必要がある区域として、あらかじめ、港湾管理者が臨港地区（予定埋立区域を含む。）を区分して定められた区域のうち、当該港湾工事が実施された場所を含む区域及び当該区域以外の区域であつて港湾管理者が指定するもの

二 当該港湾工事が前号に掲げる工事以外の工事である場合 港湾区域及び臨港地区（港湾区域の形状等により、港湾工事が当該港湾区域及び臨港地区の一部の環境を整備し、又は保全するものである場合にあっては、港湾管理者が指定する一部の水域及び地域）

(職権の委任)

第二十二條 次に掲げる国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。

一・二 (略)

三 法第五十八條第三項の規定による国土交通大臣の職権(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十八條の規定により同法第四十七條第一項の規定による認可に関する事務を国土交通大臣が地方整備局長又は北海道開発局長に委任した場合に限る。)

四 (略)

2 (略)

附則

2 | 当分の間、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により港湾管理者が設立した財団法人からの株式会社に対する特定用途港湾施設の譲渡(当該特定用途港湾施設の管理運営の効率化に資すると国土交通大臣が認めるものに限る。)に伴い、当該株式会社が法第五十五條の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に係る債務を承継した場合においては、同項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金のうち同項の国の貸付金の金額に相当する部分の償還は、第五條第一項第一号及び第六條第一号の規定にかかわらず、国土交通大臣の定める半年賦償還の方法によるものとする。

3 | 10 (略)

(職権の委任)

第二十二條 次に掲げる国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。

一・二 (略)

三 (略)

2 (略)

附則

2 | 9 | (略)

改正案	現行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 三十九（略）</p> <p>四十 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）<u>第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）</u></p> <p>第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団</p> <p>四十一 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律<u>第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第一条の規定により解散した旧阪神外貿埠頭公団</u></p> <p>四十二 百二十六（略）</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）</p> <p>第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 三十九（略）</p> <p>四十 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）<u>第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団</u></p> <p>四十一 <u>外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第一条の規定により解散した旧阪神外貿埠頭公団</u></p> <p>四十二 百二十六（略）</p>

改正案	現行
<p>（港湾施設の建設又は管理を行う法人） 第三十条の二 法第三十七条第一項（指定保税地域の指定又は取消し）に規定する政令で定める者は、<u>特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）</u> <u>第三条第一項（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）</u>の規定により国土交通大臣が指定する法人及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の七第一項（特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け）に規定する国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者（同条第二項の特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設であるものに限る。）のうち港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号（特定用途港湾施設）の用途に供する港湾施設の建設又は改良をする者に限る。）とする。</p>	<p>（港湾施設の建設又は管理を行う法人） 第三十条の二 法第三十七条第一項（指定保税地域の指定又は取消し）に規定する政令で定める者は、<u>外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）</u> <u>第二条第一項（外貿埠頭公団の権利及び義務の承継等）</u>の規定により運輸大臣が指定する法人及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の七第一項（特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け）に規定する国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者（同条第二項の特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設であるものに限る。）のうち港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号（特定用途港湾施設）の用途に供する港湾施設の建設又は改良をする者に限る。）とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十二 <u>海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）</u> 第一条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号） 第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団</p> <p>四十三 百一（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 四十一（略）</p> <p>四十二 <u>外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）</u> 第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団</p> <p>四十三 百一（略）</p> <p>2（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団、同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む。）、独立行政法人緑資源機構（独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団</p>	<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、同項に規定する公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団、同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む。）、独立行政法人緑資源機構（独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団</p>

となつた旧農用地開発公団を含む。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第十五条第一項の規定により解散した

となつた旧農用地開発公団を含む。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）

旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本
州四国連絡橋公団を含む。）

二丁五（略）

二丁五（略）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>2 法附則第三条第二項において準用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律附則第四条第六項又は港湾法附則第二十四項の政令で定める場合は、それぞれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）<u>附則第三条第四項又は港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）附則第六項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。</u></p>	<p>附則</p> <p>2 法附則第三条第二項において準用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律附則第四条第六項又は港湾法附則第二十四項の政令で定める場合は、それぞれ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）<u>附則第三条第四項又は港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）附則第五項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（非課税とされる土地等の範囲等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法別表第十九号に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十四条第一項第一号（機構の業務の特例）の規定による無利子の資金の貸付けを受けて行われる事業のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項（定義）に規定する都市計画区域内において行われるものにあつては、民間都市開発の推進に関する特別措置法第二条第二項第二号（定義）に掲げる民間都市開発事業に限る。）とし、同表第十九号に規定する政令で定める処分は、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める処分とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）<u>附則第八項</u>（港湾施設の建設又は改良の工事）の港湾管理者の承認を受けて行う同令附則第九項に規定する係留施設、臨港交通施設（道路、鉄道及び軌道に限る。）（、港湾公害防止施設、海洋性廃棄物処理施設又は港湾環境整備施設）の建設の工事 当該承認</p> <p>十（略）</p> <p>5～7（略）</p>	<p>（非課税とされる土地等の範囲等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法別表第十九号に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）附則第十四条第一項第一号（機構の業務の特例）の規定による無利子の資金の貸付けを受けて行われる事業のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項（定義）に規定する都市計画区域内において行われるものにあつては、民間都市開発の推進に関する特別措置法第二条第二項第二号（定義）に掲げる民間都市開発事業に限る。）とし、同表第十九号に規定する政令で定める処分は、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める処分とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）<u>附則第七項</u>（港湾施設の建設又は改良の工事）の港湾管理者の承認を受けて行う同令附則第八項に規定する係留施設、臨港交通施設（道路、鉄道及び軌道に限る。）（、港湾公害防止施設、海洋性廃棄物処理施設又は港湾環境整備施設）の建設の工事 当該承認</p> <p>十（略）</p> <p>5～7（略）</p>

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による神戸港の外貿埠頭等の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令（平成七年政令第四十五号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による神戸港の<u>特定用途港湾施設</u>の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令</p> <p>（補助の対象となる施設）</p> <p>第一条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）<u>第七十一条の特定用途港湾施設のうち政令で定める施設は、次の施設とする。</u></p> <p>一～三 （略）</p>	<p>阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による神戸港の<u>外貿埠頭等</u>の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設等を定める政令</p> <p>（補助の対象となる施設）</p> <p>第一条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）<u>第七十一条第一項の外貿埠頭のうち政令で定める施設及び同条第二項の特定用途港湾施設のうち政令で定める施設は、次の施設とする。</u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>（<u>外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律施行令等の規定を適用する場合の読替え</u>）</p> <p>第二条 <u>法第七十二条第一項の規定により外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条の規定を適用する場合における外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律施行令（昭和五十六年政令第三百二十号）第六条の規定の適用については、同条第一項中「十分の一に相当する金額とする。ただし、外貿コンテナ埠頭（外貿埠頭の施設のうち専らコンテナ貨物の運送に係る法第四条第一項に規定する外航貨物定期船を係留するための岸壁及びその前面の泊地並びにこれらと一体としてコンテナ貨物の積み及び取卸し、荷さばき等の用に供される施設をいう。</u></p>

(港灣法施行令の規定を適用する場合の読替え)

第二条 法第七十二条の規定により港灣法第五十五条の七第一項及び第三項から第五項までの規定を適用する場合における港灣法施行令(昭和二十六年政令第四号)第五条及び第六条の規定の適用については、同令第五条第一項第五号中「特定用途港灣施設の建設又は改良及び管理」とあるのは「特定用途港灣施設(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)第七十二条に規定する特定用途港灣施設をいう。次条第八号及び第九号において同じ)。(災害復旧事業(同法第七十一条に規定する災害復旧事業をいう。次条第八号、第九号イ及び第十号において同じ。))」と、同令第六条第八号中「所定の工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、「建設又は改良及び管理」とあるのは「災害復旧事業」と、同条第九号イ中「工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、同条第十号中「所定の工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、「第一条各号に定める要件」とあるのは「当該災害復旧事業の目的」とする。

以下同じ。)であつてその規模が国土交通省令で定める基準に適合するもの(以下「大規模埠頭」という。)の建設又は改良(大規模埠頭とするために行つた外貿コンテナ埠頭の改良を含む。)に要する費用に充てる資金について貸し付ける場合には、当該費用の額の十分の一以上十分の二以下(大規模埠頭で岸壁の前面の泊地が国土交通省令で定める水深のものにあつては、十分の一以上十分の三以下)において国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に従つて算定した割合」とあるのは、「十分の一」とする。

2) 法第七十二条第二項の規定により港灣法第五十五条の七第一項及び第三項から第五項までの規定を適用する場合における港灣法施行令(昭和二十六年政令第四号)第五条及び第六条の規定の適用については、同令第五条第一項第五号中「特定用途港灣施設の建設又は改良及び管理」とあるのは「特定用途港灣施設(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)第七十二条第二項に規定する特定用途港灣施設をいう。次条第八号及び第九号において同じ。)(災害復旧事業(同法第七十一条第一項に規定する災害復旧事業をいう。次条第八号、第九号イ及び第十号において同じ。))」と、同令第六条第八号中「所定の工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、「建設又は改良及び管理」とあるのは「災害復旧事業」と、同条第九号イ中「工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、同条第十号中「所定の工事実施計画、管理運営計画」とあるのは「災害復旧事業に関する工事実施計画」と、「第一条各号に定める要件」とあるのは「当該災害復旧事業の目的」とする。

改 正 案	現 行
<p>（港湾経済課の所掌事務） 第百五十八条の二 港湾経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）の規定による外貿埠頭業務に関すること。</p> <p>四（略）</p>	<p>（港湾経済課の所掌事務） 第百五十八条の二 港湾経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）の規定による外貿埠頭業務に関すること。</p> <p>四（略）</p>